

令和6年小美玉市議会 産業建設常任委員会会議録

令和6年12月18日（水）

午前9時00分～

市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

産業建設常任委員会

令和6年12月18日（水）
午前9時00分～
市役所3階 議会委員会室

1. 開 会
2. 現 地 視 察
3. 委員長挨拶
4. 執行部挨拶
5. 議 事

- (1) 議案第102号 小美玉市布設工事監督者の配置基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第103号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）
- (3) 議案第105号 令和6年度小美玉市水道事業会計補正予算（第2号）
- (4) 議案第106号 令和6年度小美玉市下水道事業会計補正予算（第3号）
- (5) 議案第108号 市道路線の認定について
- (6) 議案第109号 財産の無償譲渡について

5. 閉会

出席委員（6名）

7番	香取憲一君	11番	村田春樹君（委員長）
14番	長島幸男君（議長）	15番	岩本好夫君
16番	福島ヤヨヒ君（副委員長）	18番	田村昌男君
19番	市村文男君		

欠席委員 なし

付託案件説明のため出席した者

市長	島田 幸三 君	副市長	深谷 一広 君
産業経済部長	倉田 賢吾 君	都市建設部長	原 伸行 君
農政課長	狩谷 学 君	商工観光課長	榎戸 純一 君
地籍調査課長	菅澤 和則 君	都市整備課長	朝比奈公俊 君
道路建設課長	大島 直利 君	道路維持課長	坂本 剛 君
下水道課長	関川 克己 君	水道課長	菅具 隆 君
農業委員会事務局長	鈴木 和広 君		

議会事務局職員出席者

書 記 鈴木 将暉

午前 8時58分 開会

◎開会の宣告

○委員長（村田 春樹君） 定刻前ではございますけれども、ただいまより産業建設常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。このあと、市道路線の認定についての現地視察を実施し、午前10時30分より付託議案の審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

それでは、ただいまから現地視察に向かいたいと思います。よろしく願いいたします。

午前8時59分 現地視察

午前10時00分 再開

○副委員長（福島 ヤヨヒ君） 皆様改めましておはようございます。先ほどは早朝から現地視察お疲れ様でございました。

では、産業建設委員長挨拶から再開させていただきます。委員長よろしく願いします。

○委員長（村田 春樹君） 皆様改めましておはようございます。

先ほど議案108号の市道路線の認定についての現地調査ということで大変委員の皆様お疲れ様でございました。また執行部の皆様におかれましても、丁寧な説明をいただきまして、誠に有難うございました。本日の議案については、6件でございます。皆様方の慎重審議をしていただき、執行部の皆様方には明快明瞭な答弁をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。簡単ではございますけれども、開会に先立ちましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いします。

○副委員長（福島 ヤヨヒ君） はい。有難うございました。

執行部を代表しまして、市長さんご挨拶よろしく願いいたします。

○市長（島田 幸三君） はい。おはようございます。

現地視察ということで、ご苦勞様です。昨日はですね、小美玉の農産物のブランド認定式ということで、小美玉のめぐみという名前で、ニラやレンコン、干し芋、その他全部で8品ですが、認定をさせていただきました。少しでも差別化を図ってですね、農家の人、あるいは生産者の人の所得を上げようということで、昨年6月から始めた協議会の中で、正式決定をいたしました。これからの農業の振興のためにですね、市も一丸となってですね、委員の

皆さんと一緒にですね、盛り上がっていきたくないと、そういうふうに思います。今日はですね、本会議からですね、上程されました案件、慎重なご審議のほどよろしく願いをしまして、一言挨拶にかえさせていただきます。よろしくお祈いします。

○副委員長（福島 ヤヨヒ君） ありがとうございます。

それでは早速、議事に入りたくと申います。村田委員長よろしくお祈いいたします。

○委員長（村田 春樹君） はい。

それでは議事に入る前に、傍聴されている議員がお祈います。

谷仲議員、山崎議員、内田議員が傍聴いたしますので、よろしくお祈いいたします。

それでは、ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の関係資料につきましては、タブレットのスマートディスカッション内に保存されてお祈います。スマートディスカッションをお開き願います。準備はよろしいでしょうか。

それでは、付託案件の審査に入ります。

本日の議題は、12月13日に付託された議案審査付託表のとおりです。

なお、当委員会の議事の進め方でございますが、一問一答制として、1人の方がすべて終了するまで審議を続けることといたします。質疑漏れ等のないようご注意願うとともに、簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくお祈いいたします。執行部においても、マスクを外し、明快な答弁をお祈いいたします。

なお、執行部が即時に答弁し難い質疑があった場合には、当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお祈いいたします。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することといたします。各委員におかれましては、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、議案第102号、小美玉市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。執行部より説明を求めます。

菅具水道課長。

○水道課長（菅具 隆君） はい、水道課です。よろしくお祈いいたします。議案第102号小美玉市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する

条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。本条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。本案は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の特例となる範囲が拡大されることに伴い、資格要件にある技術上の実務経験年数の見直し等の改正。また、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少により、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となってきたため、学歴及び学科要件における「土木工学科」以外の課程を追加するものでございます。条例の改正につきまして、条文全部の朗読説明では大変長くなりますので、要点を申し上げますと、1ページ、まず、一部改正条例の第1条では、条例第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣および環境大臣」に改めます。これは水道整備・管理行政が移管されたことによるものでございます。次に、第2条ですが、条例第3条布設工事監督者の資格の第1号から2ページまでの第8号において、大学や短期大学等及び高等学校等における土木工学課程の卒業生及び現場従事者の上水道に関する技術上の実務経験年数を概ね半分に緩和するものとなります。また、各学校における修了課程に機械工学科又は電気工学科が追加され、それら課程を修めて卒業した後、上水道に関する実務経験の年数を規定いたします。さらに、第10号技術士法の規定による第2次試験のうち、上下水道部門合格者の上水道に関する実務経験年数を半減するほか、3ページ第11号建設業法施行令による土木施工管理に係る1級技術検定の合格者の上水道に関する実務経験年数が追加されることとなります。同じく3ページ。次に条例第4条水道技術管理者の資格ですが、第1号から4ページまでの第4号において、先ほどの布設工事監督者の資格基準と同様に学校等で専攻課程を修めた卒業生及び現場従事者の上水道に関する技術上の実務経験年数が概ね半減されます。4ページ、また、第7号技術士法による第2次試験で上下水道部門の合格者、並びに第8号建設業法令の土木施工管理に係る1級技術検定合格者の上水道に関する実務経験の年数がそれぞれ追加されます。なお、第6号水道管理に関する講習課程を修了した者については、冒頭にご説明したとおり、現在、管轄する大臣の登録を受けた者が行う講習とするものでございます。5ページ附則のとおり施行期日等は、改正条例を令和7年4月1日からの施行といたします。また、次のページからの資料新旧対照表において、左側改正案にアンダーライン表記したものを添付してございます。以上で、説明を終わります。

○委員長（村田 春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

香取委員。

○7番（香取 憲一君） はい、おはようございますよろしくお願いします。

私の方から1点質問させていただきます。施行が来年の4月1日ということでありましたので、まだ少し時間があると思うんですけど、お聞きしたいのが、市の方で指定水道工事店が何十社あってあると思うんですけど、これは、条例が改正されることによって、その指定工事店にとって色んなことが緩和されて、この資格も緩和されて有資格者がしやすくなることだと思うんですけども、その告知の状況も含めて、反応も含めてですね、何か影響というか、ちょっと抽象的な質問で申し訳ないんですが、どのような感じになるのかなと思ってちょっとわかる範囲でいいので教えていただきたいんですけども。

○委員長（村田 春樹君） 菅具水道課長。

○水道課長（菅具 隆君） ただいまのご質問にお答えします。今回の改正に際して、市の指定工事店の登録に変化はあるのかという内容と思われませんが、今回の布設工事監督者と水道技術管理者については、水道事業者、いわゆる企業団や地方公共団体等の市町で水道事業を行っているものに対してのことです。市の指定工事店・給水装置工事事業者の登録要件ではございません。市の指定工事店の要件としましては、給水装置工事主任技術者が有しているかどうかという書類審査になりますので、はい。そういうことでございます。なお、現在の市の指定工事店としましては、市内43店、市外で135店の登録がございます。以上です。

○委員長（村田 春樹君） 香取議員。

○7番（香取 憲一君） 課長、詳細ありがとうございます。ちょっと私の視点がずれてまして申し訳ありませんでした。ということはこの地方自治体の例えば水道局とか各自治体の水道の技術者の方に対しての対象ということ、というふうに理解できました。有難うございました。以上です。

○委員長（村田 春樹君） 他に質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第102号小美玉市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に議案第103号令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） 改めまして、おはようございます。農政課狩谷でございます、よろしく願いいたします。それでは議案第103号令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会所管事項について、ご説明いたします。補正予算書6ページをお開きください。国営石岡台地償還費助成金の債務負担行為補正になります。石岡台地土地改良区に対する国営土地改良事業における茨城県貸付金の償還に関する財政支援につきまして、前回第3回定例会においてご説明をさせていただいたところです。また、ご報告の後、茨城県議会第3回定例会におきまして、貸付金残額の半分について、債権放棄する議案が議決されました。そのことを受けまして、石岡台地土地改良区が茨城県に残りの貸付金を償還することに伴いまして、関係7市町が助成を行うこととなりますが、この債務負担行為の補正は、小美玉市が負担する助成金について、令和7年度から16年度まで、総額309,588,000円を計上させていただくものです。説明は以上でございます。

○委員長（村田 春樹君） 朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈 公俊君） 産業建設常任委員会所管の歳入予算のうち都市整備課所管の歳入予算についてご説明いたします。補正予算書の10ページをご覧ください。15款使用料及び手数料、1項使用料、4目土木使用料、3節都市計画使用料として2,000円を増額補正するものです。内容ですが、宮田防災公園において市外の団体が利用されたため、使用料として2,000円の収入があったことによるものです。以上でございます。

○委員長（村田 春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） はい、農政課所管になります。11ページをお開きください。

17款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節農業費補助金に機構集積協力金

5,731,000円、3節農地費補助金に基幹水利施設管理事業費補助金2,402,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出の方で説明させていただきます。以上です。

○委員長（村田 春樹君） 大島道路建設課長。

○道路建設課長（大島 直利君） 続きまして道路建設課所管となります。同じく11ページ、17款県支出金、2項県補助金、5目土木費県補助金、2節道路橋梁費補助金、説明欄合併市町村幹線道路緊急支援市町村補助金につきましては、170,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、建設工事費の借入金に対する市町村利子等の補助金となり、令和4年度繰越までの実績額が確定したことによる減額でございます。以上でございます。

○委員長（村田 春樹君） 榎戸商工観光課長。

○商工観光課長（榎戸 純一君） 続きまして、商工観光課所管となります。同じく11ページをご覧ください。7目商工費県補助金、1節商工費補助金に4,180,000円の補正増をお願いするものです。内容につきましては、現在進めておりますサイクルステーションの建築設計費に対して、茨城県のサイクルステーション整備支援事業補助金の交付決定を受けたことによる増額でございます。以上でございます。

○委員長（村田 春樹君） 朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈 公俊君） それでは引き続き都市整備課所管の歳入予算をご説明させていただきます。同じく11ページをご覧ください。22款諸収入、5項雑入、5目雑入、3節雑入、説明欄住宅防火補助金として159,000円を増額補正するものです。内容ですが、消防設備の点検により指摘を受けた大塚団地および大黒団地については、消火器22本、収納ボックス10基の設置費用について、全国公営住宅火災共済機構が実施する防火補助事業を活用したことから、1本又は1基あたり5,000円上限の補助を受けたことによるものです。以上で、産業建設常任委員会所管の歳入予算の説明を終了いたします。

○委員長（村田 春樹君） 鈴木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木 和広君） 続きまして歳出予算について説明させていただきます。最初に農業委員会事務局所管になります。19ページをご覧ください。最下段になります。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費に2,818,000円を減額補正し、予算総額を55,497,000円とするものでございます。なお、歳出予算、冒頭の職員給与費に関する補正につきましては、総務常任委員会での審議となるため、説明は割愛させていただきます。20

ページをご覧ください。内容でございますが、説明欄2農業委員会事務費の10節需用費の消耗品費191,000円の増額補正をお願いするものであります。主な内容ですが、令和7年4月1日より新たな任期を任命される農業委員と委嘱される農地利用最適化推進委員への委員活動に要する委員章や帽子、農業委員会手帳並びに活動マニュアル等テキストを年度内までに資材を用意するためでございます。次に説明欄3農地調整事務費の13節使用料及び賃借料664,000円の減額補正をお願いするものであります。主な内容ですが、今年10月より農業委員会総会に導入したペーパーレス会議用タブレット借上料の入札差金を減額するものであります。農業委員会所管の説明は以上でございます。

○委員長（村田 春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） 続きまして農政課所管になります。同じく20ページ、2目農業総務費に3,879,000円を増額補正し、予算総額を205,937,000円とするものでございます。説明欄8農地中間管理事業を5,749,000円増額するもので、内訳としまして、11節役務費の1通信運搬費に17,000円の増額をお願いするもので、これは農地中間管理事業の契約件数が増加したことに伴いまして、郵送件数が増加したこと、あわせまして10月の郵便料金改定の影響により予算不足が生じたことによるものです。次に、18節負担金補助及び交付金の2補助金、地域集積協力金補助金に5,732,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、倉敷・与沢地区におきまして実施している農地整備事業の要件となります農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化について、見通しが立ったことにより補正要求させていただくもので、歳入でご説明いたしました、県補助金、機構集積協力金5,731,000円を充当するものでございます。続きまして、6目農地費に6,154,000円を増額補正し、予算総額を546,286,000円とするものでございます。まず、1農地総務事務費を3,751,000円増額するもので、内訳は、12節委託料の境界杭復元委託料に368,000円、21ページに移りまして、実施設計業務委託料に345,000円、14節工事請負費、ため池整備工事に2,400,000円を増額補正するものです。内容は、現在施工中の柴高地区ぬかり池護岸整備工事において、地元要望により護岸上部の影響範囲が増えたことに伴い、境界復元箇所を増や設計変更、工事費の増額が必要になったことによるものでございます。続きまして、18節負担金補助及び交付金の2補助金、農業水利施設維持管理事業補助金に638,000円を増額するものでございます。内容は、石岡台地土地改良区管内施設のゲート及び油圧配管などが老朽化により修繕が必要になったことによるものでございます。次に3基幹水利施設管理事業に2,403,000円を増額するもので、これは、国営で造成されました石岡台地第1陽水機場について、電気料金

高騰対策として支援するもので、歳入でご説明いたしました、県補助金、基幹水利施設管理事業費補助金2,402,000円を充当するものでございます。以上です。

○委員長（村田 春樹君） 榎戸商工観光課長。

○商工観光課長（榎戸 純一君） 続きまして商工観光課所管になります。同じく21ページをご覧ください。7款商工費、1項商工費、2目観光費、説明欄1観光振興事務費につきましては、財源内訳補正として、県補助金の「茨城県サイクルステーション整備支援補助金」を4,180,000円増額し、その他財源であります「ふるさと応援基金繰入金」を4,000,000円、一般財源を180,000円、計4,180,000円同額を減額するものでございます。以上でございます。

○委員長（村田 春樹君） 坂本道路維持課長。

○道路維持課長（坂本 剛君） 続きまして道路維持課所管になります。22ページ説明欄の上段をご覧ください。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道理維持費、1事業道路橋梁費維持管理費で25,000,000円の補正増額をお願いするものでございます。説明欄をご覧ください。内訳でございますが、はじめに10節需用費、6修繕料で4,000,000円の補正増でございます。主な内容ですが、交通安全施設における安全対策の補修要望に伴い、交通安全施設の補修及び道路照明の補修、白線等ひき直しの修繕等ということで、計上になっております。次に、工事請負費で20,000,000円の補正増でございます。主な内容でございますが、地区要望等に伴う道路・側溝補修、立木伐採等の工事によるものになります。内訳でございますが、地区要望による側溝・縁石等補修工事で4,000,000円の増額。同じく舗装・路面補修工事で12,000,000円の増額、道路に影響のある街路樹の伐採等の工事で4,000,000円になっております。次に、5節原材料で1,000,000円の補正増でございます。主な内容でございますが、排水補修等に伴う材料を購入するものです。道路維持課所管については以上になります。

○委員長（村田 春樹君） 大島道路建設課長。

○道路建設課長（大島 直利君） 続きまして道路建設課所管となります。同じく22ページ8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、説明欄事業2一般市道・排水整備事業につきましては、事業執行における6,000,000円の予算組み換え補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、12節委託料において、入札結果等における入札差金による補正減、21節補償、補填及び賠償金においては、電柱移設先の変更に伴う立木伐採の追加ならびに店舗における動産移転等に追加が生じたため補正増をするものでございます。以上でございます。

○委員長（村田 春樹君） 朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈 公俊君） それでは、都市整備課所管の歳出予算についてご説明いたします。同じく22ページをお願いいたします。8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、18節負担金補助及び交付金、説明欄4公共交通推進事業ですが、定額タクシーの実証運行により、利用者はタクシー運賃のうち定額の500円又は1,000円の運賃を支払いますが、残りの運賃は市がタクシー事業者に負担するため720,000円をお願いするものです。定額タクシーとは、全員協議会でも説明させていただきましたが、市内の移動に限り、70歳以上の高齢者等を対象とした利用者が定額料金でタクシーが利用できる外出支援事業です。タクシー料金が2,500円以下の場合は500円、2,500円を超えた場合は1,000円の定額とし、残りの部分を市が負担するものでございます。なお、市の負担額は、他の自治体の事例などを参考にしております。23ページをご覧ください。8款土木費、4項都市計画費、3目公園費、説明欄1公園維持管理費については、公園の使用料2,000円の歳入増に伴い、財源内訳補正をお願いするものです。以上でございます。

○委員長（村田 春樹君） 関川下水道課長。

○下水道課長（関川 克己君） 下水道所管になります。4目公共下水道費、説明欄1下水道事業会計繰出金につきましては、9月18日の夕方に発生した落雷により、納場北部地区農業集落排水処理施設の自動運転操作盤の一部が故障し、処理施設を自動運転することができない状態となりました。早期に機能を復旧するために実施した応急復旧や本復旧工事に要する費用として7,713,000円の増額をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（村田 春樹君） 朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈 公俊君） それでは都市整備課所管の歳出予算についてご説明させていただきます。同じく23ページをお願いいたします。8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、説明欄3住宅施設維持管理経費については、住宅防火補助金159,000円の歳入増に伴い、財源内訳補正をお願いするものです。以上で産業建設常任委員会所管の歳出予算の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（村田 春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

香取委員。

○7番（香取 憲一君） はい。よろしく申し上げます。私の方から5点ほど質問させていた

できます。1点ずつまいりますのでよろしくお願ひいたします。まず、1点目なんですが、石岡台地の債務負担行為になります。これ約3億円をこれ10年にして債務負担行為ということで、長年にわたり調整された債務の状態が県議会の議決もありましてこのように解決に踏み出したということで、ここに至るまでの様々なご苦勞というのは察するにあまるという認識でいるんですけども。これちょっと私の方でお聞きしたいのは、これまず財源、年間30,000,000円ぐらいずつなんですけど、これ財源は一財として、拠出ということで理解してよろしいですか。

○委員長（村田 春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） 香取議員がおっしゃる通りでございます。

○委員長（村田 春樹君） 香取委員。

○7番（香取 憲一君） 了解しました。一般財源ということであるのならば、その受益者、主に農家の皆さんだと思うんですけど、これ今回のその処置に対する、何ですかね、反応というか、どこら辺までご理解をさせていただいているのか、ということをやっと、少し抽象的なんですけど、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○委員長（村田 春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） 大前提としまして、石岡台地の受益地には含まれているんですが、整備を行っていない地域ですので、そちらの地権者の方というのは、ほぼ影響がないような話になるかと思ひます。なので、受けとめとしましては、影響がないというところで、そんなに認識はないのかなというふうに思ひます。

○委員長（村田 春樹君） 香取委員。

○7番（香取 憲一君） 了解しました。色々行政の方で苦勞してここまで至ったということで、実際その他受益者の今も管理料はやられている方々がここまで行政苦勞してってということを私はある意味ちょっとそれをもっと分かってほしい想ひがあったので、今ちょっとこの質問しちゃったんですけども、了解しました。有難うございます。2点目ですね。20ページ。農業委員会の予算ですけども、これペーパーレス会議がいろいろ始まったということで、タブレットのこれ差額見て、これちょっと現状の農業委員の皆さん、実際このタブレットなんてペーパーレス会議なんて、どうなんですか、その現状というか使い勝手の皆さんの周知度というか、ちょっと詳細を教えてください。

○委員長（村田 春樹君） 鈴木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木 和広君） 香取委員のご質問にお答えさせていただきます。タ

タブレットの導入につきましては、やはり年齢が高い方が多く占めておりますので、なかなか機械に慣れていただくのに時間がかかっている状態の部分がございます。ただ、今まで議案書と、その申請に係る添付資料を毎月総会前に事前郵送させていただいて事前確認をしておりますのですが、その郵便物の厚さが、毎月4cm程度の厚さでお送りさせていただくこともあり、タブレットを導入することによって、議案書は今まで通り紙媒体でもお渡ししている状態ですが、添付資料が一番かさみますので、こちらをタブレットの方で見いただくという方法でさせていただいております。今年度は試験的なやり方でございますので、これから効率的な方法に年度内までには何とか方向性を決めていきたいと思っております。それを行う事によって郵便物が軽くなり郵送料コストの削減と印刷物、コピー用紙の削減には至っており効果が出ています。あと、委員の方からは、今皆様をご覧いただいているものより一回り小さい画面のタブレットをご用意させていただいておりますので、そちらの方で見えにくいという不評は確かにありますが、そこについては、もう時代だからというところで、皆さん納得いただきながら、今一生懸命使っていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（村田 春樹君） 香取委員。

○7番（香取 憲一君） はい、詳細有難うございました。我々市議会議員もそうなんですけども、ぜひいろいろ勉強しながらということもあると思いますので、費用対効果が十分なるようにですね、浸透させていっていただきたいなと思います。次が3点目でございます。同じく20ページ。これ地域集積協力金補助金5,732,000円。先ほどちょっとざっくり説明いただきました。倉数、与沢で中間管理機構の方、担い手が見つかったってということで、県の補助金が有効に使えるってということで、素晴らしいなという印象でいるんですけども、このある程度集積化ができてその担い手ができたってということだと思うので、もう少し、どうの方がやるのか、作物が例えば水稻なのかとか、ちょっともう少し詳細を教えてくださいなんですが。

○委員長（村田 春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） ただいまのご質問にお答えします。今年度ですね、倉数、与沢地域で農地整備事業を行っておりますが、そちらのですね、地元負担金を軽減するために、こういった、農地中間管理事業の集積率が影響してくるわけでございますが、地域のですね、農地面積がまず5,128a ございます。これは水田が中心となっております。そのうちですね、貸付予定面積としまして3,582a というような数字になりました。筆数ですが、256筆とな

ります。以上です。

○委員長（村田 春樹君） 香取委員。

○7番（香取 憲一君） 有難うございます。地域に対して負担金を軽減するためということのあれなんですね、新たにというよりは、負担金軽減のあれなんですね、はい。ある程度集積がなったということなんですね。はい、分かりました。有難うございます。4点目ですね。22ページでございます。真ん中の一般市道排水整備事業ですね。これ財源の内訳補正もありましたが、下の段の6,000,000円、この移転補償及び賠償金のところで、先ほど課長からご説明あったんですが、その説明の中で店舗等、若しくは電柱等が移設云々っていう説明があったんですけども、これ店舗とか場所がどこで、そのお店がどういう状況だったのかっていうのも含めて、もう少しちょっと詳細を教えてくださいたいんですけども。

○委員長（村田 春樹君） 大島道路建設課長。

○道路建設課長（大島 直利君） 香取委員からの質問にお答えいたします。まず1点目の電柱移設に伴う増額でございますが、当初、官地から官地の電柱移設を見込んでおりましたが、現地の確認をしましたところ、官地から民地への移設というふうになりまして、協定書を東電とNTTと結んでいるんですが、官地から官地ですと料金が発生しないのですが、官地から民地ですと負担金が5割負担発生しまして増額になっております。あと、そちらの電柱移設に伴いまして、立ち木等の枝があったということで、そちらの伐採費用として、電柱移設につきましては、1,300,000円増額となっております。続きまして店舗のほうですが、お店名とかは申し訳ございませんが、羽鳥地内の飲食店の店舗でございます。建物の中の色々な物を動かすためのやつなんですけど、こちらの方、当初はテナントとして貸しているところの中に借主さんがいるんですが、借りている方が色々貸している方に相談なく改装したもので、我々としましては、テナントを貸している方の図面をもとに、補助のほうも算定しております。そこに差異が生じまして、約4,700,000円ほど増額になっております。今回6,000,000円の補正をお願いしたところでございます。以上でございます。

○委員長（村田 春樹君） 香取委員。

○7番（香取 憲一君） はい。先ほどの電柱の1,300,000円と、この羽鳥の方の店舗移設、合計6,000,000円ということで理解します。最後に5点目でございます。下水道の繰出金の件ですね。これちょっと私もちょうと勉強不足でちょっとお伺いしたいんですけど、繰出金について法定内とか法定外っていう言葉があるんですが、この緊急のための応急の復旧のための予算ということで、これは法定内とか外という言葉からいうと、法定内ということで理解

してよろしいのでしょうか。

○委員長（村田 春樹君） 関川下水道課長。

○下水道課長（関川 克己君） ただいまのご質問にお答えいたします。特に繰出金の法定内、法定外につきましては、総務省通知及び公営企業法において繰出しについての定めがございます。その中で災害復旧に要する費用については、基準内ということで、繰出金の方のお願いをしております。以上でございます。

○委員長（村田 春樹君） 香取委員。

○7番（香取 憲一君） はい、有難うございました。私は以上でございます。

○委員長（村田 春樹君） その他ございませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第103号、令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号令和6年度小美玉市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

菅具水道課長。

○水道課長（菅具 隆君） それでは、議案第105号令和6年度小美玉市水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。1ページをご覧ください。この度の補正は、まず第2条業務の予定量について、令和6年度予算第2条に定めた業務の予定量のうち（4）主要な建設改良事業の額について、3,000,000円減額し、692,245,000円といたします。次に第3条資本的収入及び支出の収入は、第1款資本的収入を2,100,000円の減額とすることで、予定額486,399,000円といたします。続く支出は、第1款資本的支出を3,000,000円減額し、予定額987,002,000円といたします。これら資本的収入及び支出の補正額に関しましては、次

の2ページ第4条継続費に記載のとおり、当初予算第5条で定めた継続費建設改良費における令和6年度の年割額に変更が生じたためでございます。では詳細につきまして5ページからの補正予算説明書にてご説明いたします。5ページ1資本的収入及び支出の収入は1款資本的収入、3項-1目企業債を2,100,000円の補正減といたします。6ページ続いて支出は、1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設工事費を3,000,000円の補正減といたします。内容としましては、今年度発注済みの美野里浄水場塩酸注入設備更新工事において入札差金が生じたことから、令和6年度の出来高予定額を率換算して減額し、併せて工事資金調達のための起債額も減額するものでございます。以上で令和6年度水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田 春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第105号令和6年度小美玉市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号令和6年度小美玉市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

関川下水道課長。

○下水道課長（関川 克己君） 議案第106号令和6年度小美玉市下水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。1ページをご覧ください。第2条収益的収入及び支出のうち、収入につきまして、補正予定額3,839,000円を増額し、1,583,278,000円とし、

支出につきましては、補正予定額4,931,000円を減額し、1,526,427,000円とするものでございます。第3条資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、補正予定額4,180,000円を増額し、1,328,483,000円とし、支出につきましては、12,210,000円を増額し、1,803,946,000円とするものでございます。次に5ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入の内訳でございますが、1款下水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金3,533,000円を増額につきましては、納場北部地区農業集落排水処理施設の落雷被害による応急復旧費用として、一般会計からの補助額の増額するものでございます。3項特別利益、1目過年度損益修正益306,000円を増額につきましては、過年度分の下水道使用料における遡及請求額の実績により補正するものでございます。次に6ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の支出の内訳でございますが、1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費3,729,000円を増額をお願いするものでございます。内容としましては、通信運搬費196,000円を増額は、農業集落排水処理施設やマンホールポンプなどの施設を監視する通報装置の回線使用料につきまして、落雷などによる警報の増加により予算の不足が見込まれるため、手数料1,839,000円、修繕費1,694,000円を増額は、落雷被害の発生した納場北部地区処理施設の機能復旧までに必要となった汲み取り料及び応急復旧工事の実施により予算の不足が見込まれるため補正するものでございます。2目業務費33,000円を増額につきましては、郵便料金改定に伴い使用料等徴取事務費負担金に予算の不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。3目総係費655,000円の減額をお願いするものでございます。内容としては、報償費578,000円の減額は、受益者負担金一括納付報奨金の実績によるもの、貸倒引当金繰入額77,000円の減額は、必要見込み額により、それぞれ補正するものでございます。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱い諸費8,038,000円の減額は、企業債利息の確定によるものでございます。次に7ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、4項出資金、1目他会計出資金4,180,000円を増額につきましては、納場北部地区処理施設の本復旧費として一般会計から出資金の増額をお願いするものでございます。次に8ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、1目管渠費12,210,000円を増額につきましては、納場北部地区処理施設の本復旧工事及び老朽化による巴南部地区処理施設の流量調整水槽中攪拌機交換工事、農業集落排水施設の警報用通信機器更新工事などにより工事請負費を補正するものでございます。説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（村田 春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

香取委員。

○7番（香取 憲一君） はい。1点だけすみません、教えていただきたいんですが。ちょっと基本的な質問で申し訳ないんですが、先ほどの災害復旧の中で被害を受けたのが、納場北部地区の農業集落排水に関連するもので、これちょっと私知識が不足してまして、下水道事業会計の方でいろいろこう算段してるんですが、これ農業集落の方の特別会計との絡みというか、これは何か、なんでこれ下水道会計の方で賄うのかちょっと教えていただきたいんですが。

○委員長（村田 春樹君） 関川下水道課長。

○下水道課長（関川 克己君） 下水道事業会計における農業集落排水事業についてですけれども、農業集落排水については、前年度まで特別会計の方で実施しておりましたけれども、今年度から下水道事業会計に一本化したということで、こちらの下水道事業会計の方で補正計上させていただいております。以上でございます。

○委員長（村田 春樹君） 香取委員。

○7番（香取 憲一君） はい。すみません、ありがとうございました。

○委員長（村田 春樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

無いようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので以上で討論を終結いたします。

これより議案第106号令和6年度小美玉市下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号市道路線の認定について、を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

坂本道路維持課長。

○道路維持課長（坂本 剛君） 続きまして、議案第108号市道路線の認定について、ご説明させていただきます。内容につきましては、市道羽鳥1662号線の認定をお願いするものでございます。提案理由でございますが、羽鳥地内の宅地分譲で開発行為により整備された道路を市道の管理者である市に帰属される道路になることから市道として路線を認定するため、この案を提出するものでございます。1ページをおめくり願います。別紙、市道路線認定をご覧ください。道路の表示でございます。路線名で市道羽鳥1662号線ですが、起点及び終点は起点「小美玉市羽鳥2738番681地先」から終点「小美玉市羽鳥2738番685地先」まで、幅員は最小6.02m、最大12.1mになります。延長につきましては、54.63mでございます。次のページをお開き願います。市道認定の位置図でございます。認定路線の位置・場所でございますが、羽鳥地内の「けやき通り」沿いにあります、位置図中央付近にあります「くにふだ歯科医院」付近交差点から北側50mの位置で市道羽鳥1658号に接続する整備された道路になります。それでは現地の詳細について説明させていただきます。説明資料、市道路線の認定についてをご覧ください。初めに位置図として認定路線の上からみた状況になります。次に、起点及び終点を表示したものになります。次に、市道路線の延長と幅員の状況を示したものでございます。次に、現地の状況をご覧ください。初めに、路線の起点位置、交差する市道側から終点方向を見た状況になります。最後に、路線の終点位置から起点方向を見た状況になります。こちらの回転広場の寸法ですが、縦幅4.02m、横幅12.1mで、開発に伴う帰属道路の基準を満たしております。また分譲区画数は10区画で1区画約60坪で約198㎡になります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（村田 春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

市村委員。

○19番（市村 文男君） 幅員と延長とかでてますけど、路盤の調査はどうなっているか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○委員長（村田 春樹君） 坂本道路維持課長

○道路維持課長（坂本 剛君） 路盤のほうですけど、こちらで受ける際に職員が立ち合いまして、指定されている路盤がはいっていることは確認しております。

○委員長（村田 春樹君） 他に質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第108号市道路線の認定について、を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号財産の無償譲渡について、を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

関川下水道課長。

○下水道課長（関川 克己君） 議案第109号財産の無償譲渡について、ご説明をいたします。

この提案は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由は、市設置型の戸別浄化槽を使用者である個人に無償譲渡するため、この案を提出するものでございます。市設置型浄化槽につきましては、市内の浄化槽のほとんどが個人により設置・管理されていることから、浄化槽管理の統一に向けて、使用者である個人に無償譲渡し、市管理から個人管理への移行を進めております。それでは、議案の内容についてご説明します。無償譲渡する財産は、設置から10年を経過した戸別浄化槽16基でございます。無償譲渡する相手方は、井坂隆史ほか15名、条件としまして、譲渡後も引き続き、浄化槽としての用に供すること。無償譲渡する日は、令和7年4月1日を予定しております。次のページをご覧ください。無償譲渡する財産の内訳となります。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田 春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

〔発言する者なし〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第109号財産の無償譲渡について、を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で本日当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

続きまして、その他になります。何かございますでしょうか。

市村委員。

○19番（市村 文男君） 先ほども色んな質問の中で農業委員会とか色々でました。農業委員会は特にその遊休農地の解消に努力しているかと思えます。今、国のほうでも色々その米の問題、水稻、特に水稻ですね。市のほうで小美玉のめぐみというブランドを制定されたということはとても喜ばしいことだと思っておりますが、国の方で食用米、飼料米、遊休農地の解消やそれから5年の水張り問題とか色々、まあ確定はしていないようですけども、来年の作物の作付けに大きく影響するものですから、農家からはそういうことを心配しております。ですから、そういうことの情報が入り次第、というか色々対応しながら農家の人が安心して計画を作れるようお願いしたいなというふうに思います。それぞれ意気込みを述べていただければありがたいです。

○委員長（村田 春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） ただいまのご質問にお答えします。小美玉市農政課といたしましても今年度、米の高騰ですとか、あとは法律の改正に伴いまして、飼料用米の補助額が減ってしまったりというような状況もありますので、議員おっしゃられましたように、情報収集にはもちろん努めて参りますし、今後、農業者の方々の不利益にならないように、周知徹底して参りたいと考えております。以上です。

○委員長（村田 春樹君） 鈴木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木 和広君） 農業委員会事務局としましては、市村議員ご指摘のとおり、遊休農地の解消の部分が重要な部分でございます。ただ、後継者不足など農地を手放す方が多くなっている中で、優良農地を遊休農地化しないような形で、中間管理機構を通

しまして、貸し手側、借り手側の部分について契約を国・県が間を取り持つという形で保証し合うという部分で貸し手側と借り手側が安心して農地を利用活性化できやすいような環境を更に進めていき遊休農地を減らしていく、優良農地の遊休農地化を防いでいくという形で今後進めていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村田 春樹君） 市村委員。

○19番（市村 文男君） ありがとうございます。私はいつも、ていうよりも以前から小美玉市独自の農政という話をしております。そういうところをよく考えていただいて、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○委員長（村田 春樹君） その他ございませんか。田村委員。

○18番（田村 昌男君） ため池のことでお聞きしたいんですけども、鷺沼の半溜池はいつ頃整備されるのか。高齢者の方がね、早く整備してもらって、鯉を入れて釣り堀にしたいという話が出てるんですね。私、5年前か、一般質問でやったんですけども、これいつ頃整備されるのか、ちょっとお伺ひします。

○委員長（村田 春樹君） 狩谷農政課長。

○農政課長（狩谷 学君） 半溜池の件につきましては、一応事業計画に則ってですね、優先順位をつけて今事業を進めているところでございます。すみません、年度につきましては今把握しておりませんので、後ほど回答させていただければと思ひます。以上です。

○委員長（村田 春樹君） その他ございませんか。

〔発言する者なし〕

それではここから議会案件がありますので、執行部におかれましては散会にしたいと思ひますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

それでは、ここで執行部におかれましては、散会いたします。お疲れさまでした。

続いて議会案件になります。過日実施した視察研修における報告です。お手元の報告書のとおり、まとめておりますが、内容をご確認いただき、修正等ありましたら、お願ひしたいと思ひます。

〔発言する者なし〕

それでは、この内容で議長に報告書を提出いたしますのでよろしくお願ひいたします。それでは、本日の審議はすべて終了しましたので、議事進行を終了させていただきます。福島副委員長よろしくお願ひします。

◇

◎閉会の宣告

○副委員長（福島ヤヨヒ君） はい。皆さんお疲れさまでございました。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会といたします。

午前 11時06分 閉会